

岐阜県公報

第 三 千 四 十 号

平成三十一年四月十六日

(火曜日)

目 次

告 示

○道路の区域変更

(道路維持課)二二七^{ページ}

選挙管理委員会告示

○施設の長が不在者投票管理者となる施設の名称等の変更

(選挙管理委員会)二二七

○施設の長が不在者投票管理者となる施設の指定の取消し

(同)二二八

公 示

○公共測量の終了

(用地課)二二八

告 示

岐阜県告示第二百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十一年四月十六日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年四月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類		路線名		区 間		区域敷地の幅員		延長		備考
朝日線		御岳山線		同 市同 町同 字同		後 前		別前後		
朝日線		御岳山線		同 市同 町同 字同		四五六番三地先まで		高山市朝日町宮之前字六郎洞四五六番四地先から		
後		前		別前後		変更		区域敷地の幅員		
三・六 九・九		三・六 九・九		ル （メート		員敷地の幅		延 長		
三・三 四		三・三 四		ル （メート		員敷地の幅		延 長		

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第十八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第百八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる
ときは翌日)

平成三十一年四月十六日

号の規定により施設の長が不在者投票管理者となる施設について、次のとおり名称及び所在地の変更の報告があつたので、その旨告示する。

平成三十一年四月十六日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大松利幸

名称の変更

変	更	後	変	更	前
社会福祉法人サン・ピジョン 人福祉施設ジョイフル多治見		介護老人 福祉施設	社会福祉法人サンライフ 施設ジョイフル多治見		介護老人福祉 施設
社会福祉法人サン・ピジョン ジョイフル羽島		ジョイフル 羽島	社会福祉法人サンライフ ジョイフル羽島		ジョイフル 羽島
社会福祉法人サン・ピジョン 特別養護老人ホームジョイフル各務原		特別養 護老人	社会福祉法人サンライフ ホームジョイフル各務原		特別養護老人 ホーム
岐阜県厚生農業協同組合連合会 西濃医療センター揖斐厚生病院		岐阜・ 揖斐厚生	岐阜県厚生農業協同組合連合会 揖斐厚生病院		岐阜・ 揖斐厚生

所在地の変更

施設名称	変更後	変更前
坂下老人保健施設	中津川市坂下722番地1	中津川市上野561
社会福祉法人董垣会 特別養護老人ホーム延暦寺広濟寮	中津川市落合1336番地13	中津川市神坂3835番地の203
松波総合病院介護老人保健施設	羽島郡笠松町田代185番地の1	羽島郡笠松町泉町11

岐阜県選挙管理委員会告示第十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二

号の規定により施設の長が不在者投票管理者となる施設について、次のとおり指定の取消しをしたので、その旨告示する。

平成三十一年四月十六日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大松 利幸

指定を取り消す施設の名称等

名 称	所 在 地
国民健康保険坂下病院	中津川市坂下722番地1
医療法人博和会 野尻整形外科	美濃加茂市太田町1887の2

公
示

○公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省中部地方整備局木曽川上流河川事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があつたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年四月十六日

岐 阜 県 知 事 古 田 肇

- 一 作業機関
- 二 国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所
作業種類
- 三 公共測量（水準測量、河川横断測量、深浅測量）
作業期間

四

平成三十年七月三十日から
平成三十一年三月二十六日まで
作業地域
大垣市

平成三十一年四月十六日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社